

勝山市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による住民監査請求があり、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を公表する。

令和7年12月11日

勝山市監査委員 藤村 敏夫

## 住民監査請求監査結果

### 第1 監査の請求

1 請求人  
(省略)

2 請求書の提出  
請求書の提出日は、令和7年9月25日である。

3 注記  
金額の記載については、(税抜)と表示があるもの以外はすべて消費税込の金額である。

### 4 請求の内容

第1 請求の対象となる執行機関・職員  
農林課の本件に関わった職員

第2 請求の要旨  
(誤字等一部修正を加えた部分もあるが、その他は原文のまま記載。)

業務名 内水面漁業活性化事業委託料  
委託名 「九頭竜川勝山あゆ」魅力発信事業業務委託  
① 「九頭竜川勝山あゆ」魅力発信事業業務委託仕様書  
② 業務委託契約書を守られていない。  
③ 閲覧の時あった書類が写し交付時にはなくなっていた。

(1) 「九頭竜川勝山あゆ」魅力発信事業業務委託仕様書 4. 委託料(2)に実績に応じて精算するものとすると記載があるが、以下のとおり実績に応じた精算がされていない疑いがある部分について、適正な実績確認に基づく支払いに改める必要がある。

- ア) 鮎買取作業、鮎真空冷凍保存作業は2時間×2名×31日になっているが、実績確認がされていない。出面支払賃金等確認する必要がある。
- イ) 鮎の塩焼き作業は275,080円(税抜)になっているが、実際は143,770円、外部に委託しており、実績は131,310円減額となる。
- ウ) 塩焼き用 炭、塩、串は15,600円(税抜)とあるが、炭で焼いていないので減額のため実績と異なる。
- エ) 1匹あたりの単価は750円となっているが、稚鮎はフライで提供されているため、積算の根拠と合わない。買取から調理まで正確な費用を算出して実績に基づく金額に改める必要ある。

(2) 業務委託契約書を守られていないことについては以下のとおり委託契約書の契約条項違反が疑われる。

- オ) 契約条項第1条第4項において、契約書に定める催告、請求、届出、通知、報告、申出、協議、承諾及び解除は書面により行わなければならないと定めている。実績報告書では購入数と差がある106匹は廃棄されたと説明を受けたが、廃棄したことについて報告、協議、承諾した書類が残っていない。このため実績確認をしていないことになる。
- カ) 契約条項第3条で受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができないとなっている。今回の委託で提供することは、安全な調理が主要な部分であり、これを一括して第三者に委託していることは一括再委託の禁止になる可能性がある。また、受注者に調理師免許保有者が常駐していたか、いない場合この委託契約の受注者となりえるのか。市は委託契約を履行能力のない相手方に発注した疑いがある。
- キ) 契約条項第4条ではこの契約の履行に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担するものとなっている。廃棄鮎106匹について確認が取れていない以上、その損害は受注者が負うべきであり、委託料を返還すべきである。
- (3) どのような書類がなかったかについては、担当課に閲覧した時は、完了報告書に鮎1匹あたりの単価算出根拠が添付されていたことを確認している。実際に資料請求したときは、この資料が入っていなかつたため抜き取られた疑いがある。公文書を簡単に差し替え、破棄できますか。
- (4) どのような損害が市に発生しているのか示すことについては、金額はそれぞれに記載のとおり、一方、給食をつくる適正な委託先か確認を求める。

### 第3 求める措置

実績に応じた精算を行い、適正な委託先か確認を求める。

#### 【事実証明書】（掲載省略）

- 1番 「九頭竜川勝山あゆ」魅力発信事業業務委託仕様書
- 2番 鮎1匹あたりの単価算出根拠、委託料の積算
- 3番 業務委託契約書  
(補正書提出時に追加で提出されたもの)
- 4番 請求書
- 5番 令和6年度当初歳出予算要求書(事業説明)、令和6年度当初予算要求資料、R6年度市内小学校給食数
- 6番 執行伺書(一式)
- 7番 業務委託契約書(一式)
- 8番 相談(打合せ)記録書(令和6年5月16日、令和6年8月8日)

※項目のア)～キ)の附番は、便宜上、項目順に監査委員が付したものである。  
※事実証明書の附番は提出順に監査委員が付したものである。

## 5 請求の受理

請求の収受後、必要な補正について請求人に依頼したところ、令和7年10月7日付けで補正がなされた。その結果本請求については、地方自治法第242条の所定の要件を具備しているものと認め、令和7年10月7日をもって受理し、監査することを決定した。

## 6 監査委員の除斥

監査委員のうち丸山監査委員については、地方自治法第199条の2の規定に基づき除斥とした。

# 第2 監査の実施

## 1 監査対象事項

本請求は、「九頭竜川勝山あゆ」魅力発信事業業務委託において、仕様書に定める事項の不履行や業務委託契約条項の違反があるにもかかわらず、委託料が減額されず受注者である勝山市A協同組合（以下「A組合」という。）に支払われていることは市に損害が生じている、また、市は公文書の適正な管理を怠っているという住民監査請求であることから、監査対象事項を次のとおりとした。

- (1) 本件業務委託にかかる行為は、違法若しくは不当な行為に該当するか否か。
- (2) 本件業務委託による公金の支出の結果、市に損害が生じているか。
- (3) 公文書管理を怠る事実は、違法若しくは不当な行為に該当するか否か。

### 項目

#### ①不十分な履行確認検査に伴う委託料の精算

仕様書において実績に応じ精算するものと明記されているが、実績確認がなされていないにもかかわらず、勝山市が契約額どおり全額を委託料として支払ったこと。

#### ②地域ブランド活用の不履行

仕様書では地域ブランド「九頭竜川勝山あゆ」を給食に提供すると明記されているが、実際には、「九頭竜川勝山あゆ」の塩焼きの他に琵琶湖産稚鮎を使用した唐揚げを提供したこと。

#### ③書面による手続きの欠如

契約条項第1条第4項において、「この契約書に定める催告、請求、届出、通知、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。」と明記されているが、鮎の廃棄について書面による報告、協議、承諾の書類が残されていないこと。

#### ④再委託の禁止違反

契約条項第3条において、「受注者は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。」と明記されているが、委託の主要な部分である鮎の調理を第三者に委託していること。

#### ⑤履行能力のない相手への発注疑い

勝山市が履行能力のない相手方に業務を発注した疑いがあること。

#### ⑥損害の転嫁

契約条項第4条において、「この契約の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼ

した損害を含む。)については、受注者がその費用を負担するものとする。」と明記されているが、廃棄された鮎の買取分を含めて市が委託料を支払ったこと。

#### ⑦公文書管理の怠り

請求人が関係資料の閲覧時に完了報告書に添付されていた資料が、後に行行政文書開示請求をしたときには、当該資料が交付されなかつたため、抜き取られた疑いがある。

## 2 監査対象課

勝山市農林課

## 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人が出席し、請求の趣旨を補足するための陳述を行つた。

陳述期日及び場所

令和7年10月24日（金） 勝山市役所 第1委員会室

### （1）証拠の提出

請求人からは、事実証明書1番～8番の他に新たな証拠の提出はなかつた。

### （2）陳述の概要

業務委託契約書の仕様書に、「実績に応じ精算する」と記載があるが、実績の確認が一切されておらず、契約額どおりに支払われているため、監査請求した。

#### 1. 単価の引き上げ

・令和5年度の事業では、鮎を1匹600円としていたが、令和6年度では単価を750円に引き上げるため、単価算出の仕組みを作つて支払いをしている。事実証明書5番の令和6年度当初予算要求資料に副市長指示があり、単価の引き上げに関与が疑われる。

#### 2. 実績確認の不備

・鮎の買取作業および真空冷凍保存作業、塩焼き作業といった項目に誤差が大きい。買取作業の実績や塩焼き作業を再委託していることについても確認を求める。B料理店で塩焼きした実績は事実証明書4番の請求書のとおり143,770円であり、再委託しているため、塩焼き用の炭、塩、串の代金は発生していないが、実績確認をしないまま1,556,500円が支払われている。現実の事業実施状況と支払いがかけ離れている。

#### 3. 提供された鮎の仕様書との相違

・小学校低学年には唐揚げを提供しているが、実際には「九頭竜川勝山あゆ」ではなく琵琶湖産稚鮎を使用しており、学校にはそのことが連絡されていない。

・この琵琶湖産稚鮎が、一人につき2匹提供されているが、実際の稚鮎の値段に対し、2匹で750円が支払われている。

#### 4. 廃棄鮎の取り扱い

・廃棄処分された鮎についても、750円が支払われている。契約書には、損害は受注者が払うと記載があるにもかかわらず、市とA組合で協議を行つた記録が一切ないまま市が支払いをしている。

## 5. 調理体制の不備

- ・調理師は専属でなければならないはずである。調理師がいない状態で、素人が焼いたものを学校給食に提供したのではないか。

## 6. 公文書管理の不備

- ・書類の閲覧をした際、完了届の裏に単価算出根拠が1枚添付されていた。その後、資料請求した際には完了届に単価算出根拠の書類がついていない状態であった。公文書が抜き取られたことは問題である。

## 4 農林課に対する資料の提出および質問、聴取について

農林課に対し、措置請求書に関する資料の提出を求めた。また、措置請求書の内容に係る事項について文書照会による回答の提出を求め、さらに提出された内容について質問、聴取を行った。

関係課として財政課、総務課には意見書の提出を求めた。

質問、聴取期日及び場所

令和7年10月31日（金） 勝山市役所 監査委員事務局

### （1）質問、聴取の概要

#### 1. 鮎の買取価格について

- ・鮎釣客から直接購入している価格は300円であった。この価格はA組合事務所にて日報により確認した。

#### 2. 作業時間等の実績確認

- ・鮎の買取作業時間は、当初の事業見込みは124時間であったが、実績は42時間であった。また、鮎の真空冷凍保存作業は、当初124時間と見ていたが、実績は29時間であった。良好な釣果結果と作業従事者の技術が高いことによって作業時間が削減された。これら作業時間は、A組合事務所にて日報により確認した。

- ・塩焼き作業をB料理店に再委託したこと、そのため塩焼き材料の費用はかかっていないこと、ポリ袋の枚数473枚と金額5,203円はA組合への聞き取りにより確認した。

- ・稚鮎受入作業は、当初の事業見込みでは、鮎を輸送する委託費用が計上されていたが、実際は直接買取りとなつたため、委託費用はかかっていない。このことはA組合事務所にて日報により確認した。

#### 3. 鮎の調達元およびメニューの変更

- ・当初の事業趣旨は「九頭竜川勝山あゆ」を提供することであったが、給食のメニューを稚鮎の唐揚げに変更する際、「九頭竜川勝山あゆ」は稚鮎として確保することが困難であるため、調達元は琵琶湖産稚鮎となった。琵琶湖産稚鮎は、勝山で長年行っている放流事業の繋がりの中で選択された。農林課は、この琵琶湖産稚鮎の調達を了承していた。

#### 4. 費用に関する詳細

- ・PR経費65,000円には、児童生徒に鮎の生態や特徴を説明する映像資料作成ための素材提供費用などが含まれる。

- ・講師謝礼については、組合員の通常の業務内の報酬で対応可能となつた。

- ・輸送費について、当初はA組合が各学校へ運ぶ想定であった。実績では、B料理店への鮎の輸送及び学校への焼き上がった鮎の輸送の回数と時間で費用を算出している。

- ・琵琶湖産稚鮎の買取輸送費については、当初委託を考えていたが、直接買取とし経費を抑えた。日報により従事時間、従事者、必要な距離の燃料費、高速代を確認した。
5. 令和5年度の鮎1匹あたりの単価について
    - ・令和5年度の事業実施において、鮎の不足分を市内のおとり鮎店から1匹600円で購入していた実績がある。
  6. 経費・利益の認識について
    - ・管理費や機械の保守代、人件費など経費を考慮する必要があり、特に食品衛生や品質管理を伴う高度な業務であるため、ある程度の利益はやむを得ないと考えている。
  7. 資格要件について
    - ・本件業務を行うために調理師免許は必須ではない。
    - ・必要なのは業務の全体の責任者となる食品衛生責任者の資格であり、A組合の組合員が資格を保有していることを確認した。

### 第3 監査の結果

事実関係の確認、監査委員の判断及び結論については次のとおりである。

#### 1. 事実関係の確認

監査対象事項について、関係書類等を調査するとともに、関係執行機関からの説明の聴取等によって監査を行った結果、事実関係は次のとおりである。

##### 項目①について

請求人より指摘のあった次の項目について確認した。

###### ア) 鮎買取作業及び鮎真空冷凍保存作業について

鮎買取作業については、作業単価は1,100円/1時間、買取期間は令和6年7月21日から令和6年8月12日まで、作業時間は7月15時間、8月27時間の計42時間であった。

鮎真空冷凍保存作業については、作業単価は1,100円/1時間、作業期間は令和6年7月24日から令和6年8月13日まで、作業時間は7月7.5時間、8月21.5時間の計29時間であった。

鮎買取作業と鮎真空冷凍保存作業が大幅に減額となった理由は、良好な釣果結果による作業日数の削減と作業従事者の技量の高さ及び努力による成果である。

###### イ) 鮎の塩焼き作業について

鮎の塩焼き作業は、A組合がB料理店に再委託し、金額は143,770円であった。なお、再委託はA組合が原価圧縮のため作業方法を見直した結果である。

###### ウ) 塩焼き用炭、塩、串について

鮎の塩焼き作業は、上記イ)で記載のとおり、B料理店に再委託したため、塩焼き用炭、塩、串の費用は発生していないことを確認した。

###### エ) 鮎1匹あたりの単価と稚鮎の使用について

当初の鮎1匹あたりの単価750円は、事実証明書2番「鮎1匹あたりの単価算出根拠」における作業等の費用を合算した額を買取匹数で除した金額である。

また、事実証明書5番「令和6年度当初予算要求資料」における副市長指示

「事業費をしっかりと積算し、A組合に負担がかからないように配慮すること」に対し、その意図を副市長に確認したところ「事業費をしっかりと積算することは、受注者が委託事業を受けたことで赤字にならないようにということである。これは、市が団体等に事業を委託する際、同様に発注担当課に指示しているものであり、当該事業に対して特別に指示したものではない。」との回答を得ている。

稚鮎の使用については、令和5年度の実績より、鮎の唐揚げにおける開き作業が大変であったことから、小学校1~3年生（複式学級は1~2年生）には稚鮎の唐揚げを提供することを、令和6年3月15日の打合せ会議にて決定している。そのため、令和6年度実績において、鮎の買取りのほか、稚鮎の買取り等に係る経費が計上されている。その金額は、稚鮎買取費用16,368円、稚鮎買取輸送費20,357円、稚鮎真空冷凍保存作業11,000円、消耗品費（ポリ袋代）682円、合計48,407円であった。いずれも農林課がA組合事務所にて日報及び領収書により確認した。

なお、稚鮎の調理については各学校の給食室にて調理員が調理した。

#### 項目②について

当該事業は、地域ブランドである「九頭竜川勝山あゆ」を市内全小中学校の給食で提供し、その魅力と食べ方等について周知し、地産地消を推進することを目的としていることから、農林課は「九頭竜川勝山あゆ」の商標を所持しているという理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づきA組合1者を契約相手方として選定した。

令和6年3月15日の打合せ会議において、低学年の給食のメニューを稚鮎の唐揚げに変更した。そして、「九頭竜川勝山あゆ」の塩焼きだけでなく、低学年用に琵琶湖産稚鮎を準備することが決定されていたことを農林課への質問、聴取により確認した。

#### 項目③について

鮎の買取り及び廃棄については、市内小中学校の児童生徒数及び教職員数及び保存用、活魚処理前に廃棄する数、合わせて1,438匹の鮎を買取っている。そのうち冷凍前の死魚が21匹であり、これについては農林課が受託者事務所へ出向き聞き取り及び日報により匹数を確認している。

また、解凍後使用不可となった鮎は110匹で、これについては確認はできておりらず、協議記録等も残されていなかった。請求人が主張している106匹との差異は確認できなかった。

#### 項目④について

A組合が鮎の塩焼き作業をB料理店に再委託することについて、農林課は事前に電話にて相談を受け、その後A組合事務所にて塩焼きの再委託について直接協議し、再委託について了承している。ただし、その協議記録は残されていない。

農林課は、当該作業を依頼されたB料理店のC氏はA組合の組合員であり、組合の活動として協力して頂いていると認識していたため、再委託には該当しないものとしていた。

しかしながら、実際にはA組合からB料理店に塩焼き代が支払われていたことを農林課が確認していることから、当該作業は再委託に該当するものと考えられる。

#### 項目⑤について

本件業務にあたり、給食提供にかかる調理は全て食品衛生責任者のもとにおいて行うこととされている。この食品衛生責任者の資格はA組合の組合員2名が保有していることを農林課への質問、聴取により確認した。

また、委託の条件として「調理師免許保有者の常駐」を求める記載がないため、発注担当課が求めていないのであれば、調理師免許保有者の常駐ができないとしても契約の相手方にはなり得ることを契約担当である財政課の意見書により確認した。

#### 項目⑥について

農林課においては、冷凍前の死魚や冷凍後使用不可となった鮎など、廃棄鮎については不可避であると認識しており、事実証明書5番の令和6年度当初予算要求資料のとおり、契約当初より廃棄鮎を使用数の1割程度を見込んで委託料に計上している。

#### 項目⑦について

請求人の行政文書開示請求にあたり、令和7年4月7日に閲覧したとされる「令和6年度魅力発信事業 委託業務完了報告書の受付処理票」と、令和7年4月14日に全部開示により写しの交付を受けた「令和6年度魅力発信事業 委託業務完了報告書の受付処理票」はそれぞれ同じ頁数で、同じ内容のものであった。

また、請求人が交付されなかつたと主張している資料「鮎1匹あたりの単価算出根拠」については、令和6年度当初予算に関する説明の資料として、令和7年4月7日の閲覧時に、請求人が写しの交付を希望されたので、農林課において総務課行政係に相談の上、写しを交付したとの記録が残っていることを確認した。

## 2. 監査委員の判断

以上のように事実関係を確認するとともに本件請求について次のように判断する。

#### 項目①について

上述のとおり実績を確認し、鮎1匹あたりの単価を600円、廃棄鮎1匹あたりの単価を買取価格の300円として、事業費を試算した。単価600円は、令和5年度における委託料の積算単価、A組合の販売額及び市内おとり鮎店からの購入価格（いずれも農林課提出の資料、聴取にて確認）と同額としている。

その結果、別添資料のとおり事業費は1,218,580円、市がA組合に支払った委託料1,556,500円との差額は337,920円となった。この事業費については、管理費、光熱水費、機器保守費などの間接費は含まれていない。また、当該事業は小中学校の給食への提供であり、確実に給食に提供するための鮎の確保や食品衛生、品質管理については、高度な作業や責任を伴うものであり、それらは経費として算出するには困難な部分である。

実績による事業費と委託料との差額337,920円については、作業従事者の技量の高さによる作業の効率化及び努力によって得られたものである。また、鮎の塩焼きの再委託はA組合が原価圧縮のため作業方法を見直した結果である。A組合の努力

により得られた利益まで市に返還する必要はないと考える。

よって、事業としては妥当であり、市がA組合に委託料1,556,500円を支払ったことに対しA組合からの返還を求めるものではないと判断する。

しかしながら、「実績に応じ精算する」と仕様書に記載しながら、事業完了時に金額に係る実績を十分確認していなかったのは、農林課が適正な事務処理を怠ったと言わざるを得ない。

#### 項目②について

仕様書では、その目的において、地域ブランド「九頭竜川勝山あゆ」を市内小中学校の給食に提供するとしているが、実際には低学年において、琵琶湖産稚鮎を使用した唐揚げを提供している。契約時に琵琶湖産稚鮎を使用することを仕様書に記載することと、学校への報告が必要であったと考える。また、校長会及び報道発表においても、琵琶湖産稚鮎の使用についての説明がなかったことは、市が、契約相手方として「九頭竜川勝山あゆ」の商標を所持しているA組合1者のみを選択し、1者随意契約を締結しているにもかかわらず、仕様書の要件を満たしていないことから、変更時に適正な事務処理を怠ったと言わざるを得ない。

しかしながら、稚鮎の唐揚げに変更する際、「九頭竜川勝山あゆ」の稚鮎は確保が困難なため、長年行っている稚鮎の放流事業で繋がりのある琵琶湖産稚鮎で対応したことは、やむを得ないことであった。給食に一部琵琶湖産稚鮎を使用することとなつたが、事業は遂行されたと判断する。

#### 項目③について

鮎の買取数から131匹の廃棄分を除いた1,307匹が給食への提供分と考えられるが、この給食への提供分1,307匹は、事実証明書6番中の実績報告における鮎の塩焼き数と一致していることから、解凍後使用不可となった鮎は110匹であると推測できる。

しかし、冷凍前の死魚が21匹であったことは、日報等で確認しているが、解凍後使用不可となった鮎が110匹であったことについては確認を行っておらず、農林課の事務処理は不十分であった。

#### 項目④について

A組合が鮎の塩焼きをB料理店に再委託することについて、農林課は事前に相談を受け再委託について了承していることから、一括再委託の禁止には該当しないと判断する。ただし、第三条ただし書き「あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。」により、当該作業が本件業務の主要な部分と判断された場合であっても、事前に承諾は得ていたものと考えられるが、契約条項第1条第4項の規定に基づき書面により行われるべきものであった。

#### 項目⑤について

当該事業に必要なのは食品衛生責任者の資格であり、調理師免許保有者が常駐する必要はない。よって、受注者であるA組合は履行能力があると判断する。

#### 項目⑥について

生体魚を扱う業務上、一定割合の死魚や、塩焼き中の身崩れなどの解凍後使用不可となる魚の廃棄は不可避であり、これはA組合の過失ではなく、業務固有のリスクであると考える。解凍後使用不可となった廃棄鮎の匹数が確認できていな

いとはいえ、契約条項第4条「契約の履行に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担するもの」の損害にはあたらないものと判断する。

#### 項目⑦について

令和7年4月7日に閲覧した資料と令和7年4月14日に全部開示により写しの交付を受けた資料はそれぞれ同じ頁数だったことから、資料が抜きとられた事実はない。よって、公文書の管理は適正であったと判断する。

### 3. 結論

上述のごとく、監査の結果、本請求の業務委託にかかる行為については、一部不適切な事務処理があったが、その行為の結果、市に明らかに損害が生じているとは認められなかった。また、公文書管理を怠る事実は認められなかった。

よって、本請求には理由が無いものとして、これを棄却する。

### 4. 監査委員の意見

監査の結果、本請求に関して、仕様書の遵守、公金の支出過程における契約履行の厳格性、行政手続きにおける文書主義の徹底等、行政の適正な事務処理において、一部不適切であったと言わざるを得ない。

最後に、本件業務の継続のために、廃棄鮎の確認方法、稚鮎の買取費用、廃棄鮎単価の積算方法については、一考を要す。

業務委託料：1,556,500円

項目		金額	積算 ※単価は税込
①	鮎買取費用	823,500	@600×1,307匹=784,200円 (内訳) 1,307匹：給食提供数  @300× 131匹= 39,300円 (内訳) 21匹：冷凍前死魚数 110匹：解凍後使用不可数
	鮎買取作業	46,200	@1,100×42h=46,200円 買取期間：R6.7.21～R6.8.12 作業時間：7月15h、8月27h 計 42h
	鮎真空冷凍保存作業	31,900	@1,100×29h=31,900円 買取期間：R6.7.24～R6.8.13 作業時間：7月7.5h、8月21.5h 計 29h
	鮎の塩焼き作業	143,770	@110×1,307匹=143,770円
	ポリ袋（塩焼き）	5,203	@11×473枚=5,203円 (1枚入り数：3匹), 473枚 (1,417匹/3匹)
	塩焼き用 炭、塩、串	0	
① 小計（塩焼き）		1,050,573	
②	稚鮎買取費用	16,368	@880×18.6kg=16,368円 (437食分)
	稚鮎買取輸送費	20,357	直接買取 高速代往復 2,400円 燃料費@27.5×253km=6,957円 人件費@1,100×5h×2名=11,000円
	稚鮎真空冷凍保存作業	11,000	@1,100×2h×5名=11,000円
	ポリ袋（稚鮎）	682	@11×62枚 (18.6kg/300g) =682円 (1枚入り数：300g, 10g/匹×30匹)
	稚鮎受入	0	
	試作調理対応	0	
② 小計（稚鮎）		48,407	
①+② 計		1,098,980	
③	PR経費	65,000	一式（説明資料作成）
④	輸送費	54,600	@1,000×26回分=26,000円 @1,100×26h =28,600円
①+②+③+④ 合計		1,218,580	
委託料との差額		337,920	